

声を荒げたら威力業務妨害なのか!?

10/8 大阪ストライキ事件で不当判決

●懲役2年6月、執行猶予5年

今日10時、大阪ストライキ2次事件の判決があった。大阪地裁刑事11部佐藤卓生裁判長は、西山直洋執行委員ほか1名に対し「懲役2年6月。ただし、西山に未決150日、ほか1名には70日を参入。執行猶予5年」という有罪判決を下した。(求刑2年6月)

判決は、冒頭から、「被告人両名は、関生支部執行委員長武建一らと共謀の上、バラセメント業務や生コンクリート出荷業務を妨害しようと考え」という悪意のこもった書き出しではじまる。そして、その行為は「多数で一斉に行われるとともに、大声で乱暴な言動を伴うものであったから、心理的な意味においてもバラセメント輸送業務を強烈に阻害したものと認められる」。また、「時折声を荒げたり、もみあいになったり、押し合いになったりする場面が生じていて、「説得活動にすぎないとはおおよそ認めがたい」。

さらに、当日の関生支部の行動は、企業横断的な産業別労働組合として運賃引き上げを要求するストライキへの同調を求めた正当な団体行動だという弁護団の主張に対しては、事件とされた現場のバラセメント輸送会社や生コン工場は「関生支部との関係で争議行為の対象となる使用者とはいえない」から違法性は阻却される余地はない。つまり正当な組合活動とは認められないと切って捨てた。

●労使協定を守らぬ大阪広域協組を免罪

裁判官たちは、関生支部が産業別労働組合であることや、2017年12月になぜストライキやそれに伴う団体行動に出たのか、その運動や目的に関心を持つ気がまったくなかったようである。

しかし、生コン販売価格が上がったら輸送運賃を引き上げると再三約束してきたのはだれだったのか。生コンの値段が上がれば、それを原資として、賃上げをはじめ、正社員と非正規雇用が3:7と不正常的な状態にあることを労使の共通認識として当面5:5に戻すとなど労働条件改善を実行すると、2015年春闘以降くりかえし労使協定を交わしておきながら、生コン価格は上がったのにその約束を守らなかった者たちの責任には一切ふれず、産業別労働運動を頭から否定して、かれらを免罪したのが今回の判決だというほかない。

それにしても、裁判官たちは法廷で再生された動画のどこを見ていたのだろうか。

当日、宇部三菱大阪港SS前には、関生支部組合員の数を大きく上回る数の、輸送会社の管理職や社員、宇部三菱の社員、さらにはSSに隣接する生コン工場・関西宇部(宇部興産の100%子会社)の社員たちまでが動員され、バラ車の真ん前に立ちはだかっていたのはかれらだった。約束を守らず、挑発をくりかえす企業に対して、怒りの声を上げるのは当然ではないのか?

●ただちに控訴、たたかいは新たなステージへ

この不当極まりない判決に対し、組合側はただちに控訴するとともに、弁護団が簡潔な批判コメントを発表した。

>>次ページに弁護団コメント

【弁護団のコメント】

今回の関生支部の行動は、輸送運賃を上げる約束を一方的に破られたことに対する対抗のための団体行動である。その正当な団体行動を否定した今回の判決は、不当判決というほかない。

一番の問題点は、直接の労使関係がないという理由だけで、正当な団体行動と認めなかったことである。

産別労組の労働者が、直接の労使関係がないという理由で団体行動が出来なければ、関生支部が進めてきた産業横断的な組合活動は出来なくなってしまう。自分だけ良ければという企業と労働者が増えれば、大資本が牛耳る資本主義社会においては、大資本に追随する企業と労働者だけが生き残るように見えるが、いずれは大資本側の自由な意向で買いたたかれ、先細りしてしまうことは自明の理である。

そのような事態を乗り越え、打破するためには、関生支部が進めてきた一面闘争・一面共闘路線で、労働者と中小零細企業とが一緒になって、大資本に対抗するしか方策がなく、実際にその実践によって、労働者の地位向上が図られてきた。この運動を成功させるには、自分だけ良ければという抜け駆け的な企業、労働者がいないようにしなければならない。そのためには、直接の労使関係がない企業、そこで働く労働者に対しても、共闘を呼びかけなければ意味がない。

今回の関生支部の運動は、まさにそのための団体行動であり、実際に協定を結んで労働者の地位向上を実現した。

今回の判決は、これまで関生支部が実践し、労働者の地位向上を実現してきた団体行動を否定するものであり、ひいては、労働者の待遇劣化をもたらすもので、不当というほかない。

判決が言うように、労使関係がなければ正当な団体行動と認められなければ、ウーバーイーツのような個人事業主も組合を作って会社と交渉できないこととなる。

今回の判決は、全国の労働者に対する不当判決と言える。

2020年10月8日

大阪ストライキ2次事件弁護団
弁護士 太田健義